（専門調査官）
第七十三条　国土地理院に、専門調査官十一人以内を置く。
2　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（統括防災官） **第四条**　各地方整備局に、それぞれ統括防災官一人を置く。 2　統括防災官は、地方整備局の所掌事務に関する防災に関する事務を統括する。	（地方事業評価管理官） **第四条**　各地方整備局に、それぞれ地方事業評価管理官を一人を置く。 2　地方事業評価管理官は、命を受けて、地方整備局の所掌事務に関する事業評価に関する特定事項に係るものを整理する。
（防災管理官） **第四条の三**　各地方整備局に、それぞれ防災管理官一人を置く。 2　防災管理官は、命を受けて、地方整備局の所掌事務に関する防災に関する特定事項に係るものを整理する。	（新設）
（防災情報調整官） **第四条の四**　各地方整備局（四国地方整備局を除く。）に、それぞれ防災情報調整官一人を置く。 2　防災情報調整官は、命を受けて、地方整備局の所掌事務に関する防災情報に関する特定事項に係るものを整理する。	（新設）
（災害査定官） **第四条の五**　各地方整備局を通じて災害査定官十六人以内を置く。 2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。 3　災害査定官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。	（新設）
（防災室） **第四条の六**　各地方整備局に、それぞれ防災室を置く。 2　防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　自然災害又は爆発その他の人為による異常な災害により被害を受けた国土交通省の所掌に係る公共土木施設の応急復旧（別表第五において単に「公共土木施設の応急復旧」という。）及び国土交通省の所掌に係る公共土木施設に係る被害の予防のための土木工事の計画に関する調整に関すること。 二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。	（新設）